

大崎町スポーツ合宿等奨励金支給制度

<目的>

- スポーツ合宿等の誘致促進
- 交流人口拡大及びスポーツ等を通じた地域活性化

<事業内容>

- スポーツ合宿等で大崎町内の宿泊する学生団体(体育会系・文科系)及び社会人のスポーツ競技部に対し、奨励金を支給する。
- 奨励金は、可能な限り、合宿者が合宿中に町内の飲食店や宿泊施設において利用いただくことなどを考慮し、原則、合宿初日に現金支給する。
- 鹿児島空港からバス及びレンタカーで宿泊施設へ移動する際など、その経費を奨励金に上乗せし支給する。

<対象者>

- 小学生、中学生、高等学校、大学、高等専門学校若しくは専修学校の学生等で構成される運動系又は文科系の団体 ※「学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定するものをいう」
- 社会人のスポーツ競技部

<交付条件>

- 町内の宿泊施設に宿泊すること(くにの松原キャンプ場を除く)
- 宿泊日数が連続2日以上で、かつ延べ宿泊数が20泊以上であること。
- 各種大会の開催に係る会議等への参加のみを目的とするものではないこと。
- バスの借上についてはバス会社及び宿泊施設所有のバスを利用すること。

大崎町スポーツ合宿等奨励金支給制度

奨励金交付の流れ～バス利用無しVer.～

<申請者>

- 奨励金支給申請書
(別記第1号様式)
- 宿泊者名簿

合宿開始1週間前までに
担当課に提出

<合宿初日>

- 奨励金の受領

※受領書に確認印を捺印していただくため、
合宿には申請書に捺印した印鑑を持参

奨励金の受渡し場所・時
間等の打合せ連絡

<合宿終了後>

- 宿泊証明書を宿泊施設へ提出

※宿泊証明書については宿泊施設より受け
取ります

<大崎町役場>

- 申請書・名簿の審査

- 支給決定・受渡しの連絡

- 宿泊証明書の受取
- 審査
- 精算or返納処理

※申請の1/2におよぶ変更が生じた
場合には返納の可能性があります。

大崎町スポーツ合宿等奨励金支給制度

奨励金交付の流れ～バス等利用有りVer.～

<申請者>

- 奨励金支給申請書(別記第1号様式)
- 宿泊者名簿
- バス及びレンタカー等の予約・利用料金の分かる確認書類(※1)

合宿開始1週間前までに
担当課に提出

<合宿初日>

- 奨励金の受領
※受領書に確認印を捺印していただくため、合宿には申請書に捺印した印鑑を持参
- レンタカー貸渡証の確認
※バスについては前日までに役場からバス会社等へ利用の確認をとります。

奨励金の受渡し場所・時間等の
打合せ連絡

<合宿終了後>

- 宿泊証明書を宿泊施設へ提出
※宿泊証明書については宿泊施設より受け取ります

<大崎町役場>

- 申請書等の審査

- 支給決定・受渡しの連絡

- 宿泊証明書の受取

- 審査
- 精算or返納処理

※申請の1/2におよぶ変更が生じた場合には返納の可能性があります。

※1 バス・・・予約が確認できるもの
レンタカー・・・レンタカー会社発行の予約確定メールの写し、ネット予約時の予約完了画面のハードコピー、支払済の場合は領収書等

バス及びレンタカーについて

<助成対象>

①町内外のバス会社に依頼したバス

②町内宿泊施設に依頼した自家用バス

③レンタカー
※町外で借りてOK

<助成の対象とならないもの>

②町外宿泊施設に依頼した自家用バス

③合宿をする団体で所有する自家用バス

大崎町スポーツ合宿等奨励金 奨励金額

奨励金の額は、連続する延べ日数に応じ、以下の表のとおりです。
 学生団体は20万円、社会人は4万円を上限としています。

支給対象	宿泊数（泊）	支給額（円）	支給対象	宿泊数（泊）	支給額（円）
小学校, 中学校, 高等学校, 大学, 高等専門学校若しくは 専修学校	20～39	20,000	社会人	20～99	20,000
	40～59	40,000			
	60～79	60,000			
	80～99	80,000			
	100～119	100,000		100～199	30,000
	120～139	120,000			
	140～159	140,000			
	160～179	160,000			
	180～199	180,000			
	200～	200,000			
			200～	40,000	

大崎町スポーツ合宿等奨励金 奨励金額

発着点	貸切バス (円)	町内宿泊所バス (円)	レンタカー (円)	さんふらわあ (円)
鹿児島空港 宮崎空港	町内事業者 1団体当たり 上限150,000 8割支給	1団体当たり 1台に限る 上限 40,000 29人乗り 1日 20,000 10人乗り 1日 10,000	1台当たり 1日 2,000	/
鹿児島中央駅				
鹿児島港 鹿児島新港 鴨池港				
桜島港 垂水港	町外事業者 1団体当たり 上限100,000 8割支給	1団体当たり 1台に限る 上限 20,000 29人乗り 1日 10,000 10人乗り 1日 5,000	1団体当たり 上限 20,000	
志布志港				1団体当たり 1日 20,000 上限 40,000

※町内の移動に係るバス利用等については対象外となります。

例) 大学生50人4泊5日(延べ宿泊数200泊) 大型バス1台(10万円) レンタカー1台(5日利用)

200,000円(延べ泊上限)+80,000円(10万円の8割)+10,000円(2,000円×5日間)

=290,000円(合宿初日に渡す金額)

大崎町スポーツ合宿等奨励金 注意事項

○学生と社会人選手が混ざる混合チームの申請

学生と社会人選手では支給金額が異なるため、泊数のカウントはそれぞれで行います。1つの団体に学生と社会人選手が混合している場合には、人数の多い方でカウントし、場合によっては奨励金の支給対象外となる場合もあります。

例)

